

## 令和2年度相模原市障害者就労施設等からの物品等の調達の推進に関する方針

### 1 目的

本市では、国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律(平成24年法律第50号。以下「障害者優先調達推進法」という。)第9条の規定に基づき、本市が率先して障害者就労施設等からの物品等の調達を推進し、障害者就労施設で就労する障害者及び在宅で就業する障害者の経済面の自立を推進することを目的に、令和2年度における障害者就労施設等からの物品等の調達の推進を図るための方針を定める。

### 2 適用範囲

この調達方針は、相模原市物品規則(平成4年相模原市規則第11号)第2条第1号に規定する組織(以下「適用課等」という。)での物品等の調達に適用する。

### 3 調達の対象となる障害者就労施設等

#### (1) 市内の障害者優先調達推進法第2条第4項に該当する障害者就労施設等

ア 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)に基づく事業所等

(ア)障害者支援施設(生活介護、就労移行支援及び就労継続支援を行う入所施設)

(イ)地域活動支援センター

(ウ)生活介護事業所

(エ)就労移行支援事業所

(オ)就労継続支援事業所(A型及びB型)

イ 障害者優先調達推進法第2条第2項第3号の政令で定める事業所

(ア)障害者の雇用の促進等に関する法律(昭和35年法律第123号。以下「障害者雇用促進法」という。)に基づく子会社の事業所(特例子会社)

(イ)重度障害者多数雇用事業所( )

重度障害者多数雇用事業所の要件

障害者の雇用者数が5人以上

障害者の割合が従業員の20%以上

雇用障害者に占める重度身体障害者、知的障害者及び精神障害者の割合が30%以上

ウ 障害者雇用促進法に基づく在宅就業障害者等

(ア)自宅等において物品の製造、役務の提供等の業務を自ら行う障害者(在宅就業障害者)

(イ)在宅就業障害者に対する援助の業務等を行う団体(在宅就業支援団体)

#### (2) その他

- ア 障害者就労施設等の自主製品の販売を通じて、障害者の就労支援を行うとともに、市民との交流や障害者理解の場となる福祉ショップ
- イ 物品等の調達を神奈川県内の障害者就労施設等にあっせんし又は市等と障害者就労施設等との間の物品等の調達を仲介する等の業務を行う共同受注窓口

#### 4 調達の対象となる物品等

対象となる物品等は、障害者就労施設等が供給する物品及び役務(以下「物品等」という。)とする。

#### 5 調達目標

令和2年度は、本市の調達額が最も多かった平成30年度の調達実績を上回ること。

#### 6 物品等の調達に関する基本的な考え方

##### (1) 全庁的な取組の推進

障害者優先調達推進法の趣旨を理解し、適用課等で調達している物品等の調達を見直し、また、調達分野を限定することなく、可能な限り障害者就労施設等からの調達に努めるものとする。

さらに、予算の適正な執行並びに競争性及び透明性の確保に留意するものとする。

##### (2) 他の施策等との調整

障害者就労施設等からの物品等の調達の推進に当たっては、国や本市における他の施策との調和を図るものとする。

##### (3) 障害者就労施設等との協働による推進

障害者就労施設等に対し、受注の拡大に資する自主的・主体的な取組を促しつつ、市と障害者就労施設等との協働による調達の推進に努め、特に役務の調達に積極的に取り組むものとする。

#### 7 調達に当たっての留意事項

##### (1) 随意契約の活用等

適用課等は、障害者就労施設等がその特性により不当に排除されないようにするなど、調達に係る競争への参加の機会の確保に留意するとともに、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)、相模原市契約規則(平成4年相模原市規則第9号)など関係規定に従い、随意契約を活用した優先的な調達を行うものとする。

##### (2) 受注調整窓口

障害者就労施設等からの調達に当たり、障害者就労施設等との間で物品等の調達を調整する窓口は、社会福祉法人相模原市社会福祉事業団とする。

なお、障害者就労施設等からの調達調整が必要な場合は、所定の様式により、受注調整窓口へ情報を提供するものとする。

### (3) 障害者就労施設等への配慮

障害者就労施設等から調達を行う場合、可能な限りその仕様を明確化するとともに、納期の設定には、障害者就労施設等の特性に配慮するものとする。

### (4) 外郭団体及び指定管理者制度導入施設への取組

本市が資本金等を出資している外郭団体及び指定管理者に対し、障害者就労施設等からの物品等の調達の推進を図るため、障害者優先調達推進法の趣旨を理解いただくよう、周知を行うものとする。

### (5) 民間企業からの発注機会の拡大に向けた取組

民間企業からの障害者就労施設等への発注拡大を目指すため、受注可能業務や自主製品の情報について、ホームページ等により情報を提供するものとする。

## 8 公契約における障害者の就業を促進するための措置

本市では、工事の入札における総合評価方式の評価項目に、障害者の法定雇用率の達成の有無など雇用状況を設定しており、この総合評価方式による一般競争入札を実施することにより、障害者の就業促進に努めるものとする。

また、役務の入札については、総合評価方式マニュアルに基づき、原則、障害者の雇用状況を評価項目に設定するよう明示し、本マニュアルによる一般競争入札を実施することにより、障害者の就業促進に努めるものとする。

なお、平成31年度以降の競争入札参加資格の認定において、工事の主観点数の評価項目に引き続き障害者の雇用状況に関する項目を設定することにより、障害者の就業促進に努めるものとする。

## 9 調達実績の公表等

令和2年度終了後、適用課等における調達の実績を取りまとめ、調達方針の目標に対する実績をホームページ等により公表する。

また、令和3年度の調達方針に反映できるよう、調達方針の進行管理を行うものとする。

## 10 令和3年度における調達方針の作成等

障害者優先調達推進法第9条第1項において、毎年度、調達方針を作成しなければならないとされていることから、令和3年度の調達方針については、令和2年度末までに作成し、ホームページ等により公表する。

## 11 調達の推進体制

障害者就労施設等からの物品等の調達を適用課等が一体となって効果的に推進していくため、調達の推進体制として設置した「障害者優先調達推進会議」において、障害者施策推進協議会からの意見も踏まえた上で、本調達方針の推進に

向けた連絡調整及び推進策の検討等を行うものとする。

なお、障害者優先調達推進会議の事務局は、健康福祉局地域包括ケア推進部高齢・障害者福祉課とする。

#### 1.2 調達方針に関する担当窓口

この方針に関する担当窓口は、健康福祉局地域包括ケア推進部高齢・障害者福祉課とする。

#### 1.3 施行期日

本方針は、令和2年4月1日から実施する。